

平取ダム地域文化保全対策検討会設置要領（案）

（設置）

第1条 平取ダム建設予定地周辺におけるアイヌの文化的所産に与える影響及びその保全対策について、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告を尊重し、保全対策の具体化に向けた検討を行うため、平取ダム地域文化保全対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は、前条の保全対策の具体化に向けた検討を行う。

（検討会の構成）

第3条 検討会の構成委員は、別表1のとおりとする。

（座長）

第4条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員が互選する。

3 座長は、検討会の会務を処理する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員の委嘱期間）

第5条 委員の委嘱期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

（検討会の招集）

第6条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は、委員の2分の1以上が出席した場合に成立する。

3 座長が、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部に置く。

2 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

（公開）

第8条 検討会は、原則として公開により行う。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条各号に掲げる不開示情報を取り扱う場合その他必要な場合には、非公開とすることがある。

2 検討会の資料等については、原則として、室蘭開発建設部ホームページにおいて公開するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定める。

2 この要領の変更については、検討会において行う。

附 則

この要領は、令和6年6月27日から施行する。

別表－１

平取ダム地域文化保全対策検討会委員名簿

氏 名	所 属
井 澤 敏 郎	平取町議会総務文教常任委員会委員長
宇 南 山 嘉 宣	平取アイヌ協会副会長
えん とう けい いち 遠 藤 桂 一	平取町長
おち あい けん いち 落 合 研 一	北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授
かや の きみ ひろ 萱 野 公 裕	平取アイヌ協会副会長
かわ な の えい こ 川 奈 野 栄 子	平取アイヌ協会副会長
かわ な の とし や 川 奈 野 利 也	平取アイヌ協会副会長
き むら ひで ひこ 木 村 英 彦	平取アイヌ協会長
たか やま おさむ 高 山 修	平取町議会議長
まつ だ たく み 松 田 拓 美	平取町教育委員会教育長
やま さき こう じ 山 崎 幸 治	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

(五十音順／敬称略)